

建築基準法第44条第1項に基づく道路内の建築制限における許可の 建築審査会包括同意基準の一部改正に関する意見公募について

建築基準法第44条第1項に基づく道路内の建築制限における許可の建築審査会包括同意基準（以下「包括同意基準」といいます。）を一部改正し、運用の改善を図ります。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見を公募します。

■改正の概要

1 建築基準法第44条第1項に基づく道路内の建築制限における許可とは

建築基準法（以下「法」という。）第44条により、道路内に建築物や擁壁を建築・築造することはできませんが、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの（法第44条第1項第2号）については、建築審査会の同意を得たうえで許可を受けることにより建築可能になります。

2 改正の背景

法第44条第1項の許可に際し、建築審査会包括同意基準を平成21年に改正し運用してきましたが、これまでの許可実績を踏まえ、さらなる許可手続きの迅速化、簡素化を図るため、建築審査会包括同意基準の改正を行います。

3 改正内容

（1）適用対象の追加

<前提条件の追加>

本市に帰属され法第42条第1項第1号道路となる予定の法第42条第1項第2号道路若しくは法第42条第1項第4号道路上に建築されるもの

（現行）

道路種別		取扱い
法第42条第1項第1号 （以下「1号道路」という。）	道路法による道路 （国道、県道及び市町道など）	包括同意基準 の対象
法第42条第1項第2号 （以下「2号道路」という。）	開発や区画整理事業等 により整備される道路	包括同意基準 の 対象外 ⇒審査会付議
法第42条第1項第4号 （以下「4号道路」という。）	区画整理事業等により 2年以内に事業執行予 定の指定道路	

（改正後）

改正後の取扱い
包括同意基準の対象
包括同意基準の対象 （本市に帰属され1 号道路となる予定の ものに限る。）



<対象建築物の追加>

- ・法敷その他直接交通のように供されていない部分に設置する有料道路等の道路管理用施設
- ・2号道路又は4号道路上に建築するもので、道路の設計にあたり当該建築物の建築計画を含むもの（延べ面積200㎡以下）
- ・駅前広場で幅員5m以上を有する歩道部分に設置するバス・タクシーの上车

(2) 要件の整理

適用対象の追加に伴い新たに追加される前提条件に対応するよう次の要件を追加・変更し、文言の整理をします。

<全体要件の追加>

- ・ 1号道路上に建築する場合
道路管理者と協議を終了させ、道路占用許可を受けたものであること
- ・ 2号道路又は4号道路上に建築する場合
1号道路に変更する前後の道路所有者及び道路管理者と協議が終了していること。

<バス・タクシーの上家の要件（変更部分）>

- ・ 上家の設置場所として、駅前広場で幅員5m以上を有する歩道部分を追加
- ・ 駅前広場及び島式乗降場に設置するものについては、上家の規模の制限を削除
- ・ 道路占用許可を得たものについては、柱の位置についての規定は適用除外

■改正の時期

令和6年4月1日（予定）

■意見公募要領

<意見公募期間>

令和6年1月26日（金）から令和6年2月26日（月）まで
（必着、郵送の場合は当日消印有効）

<意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙に氏名、住所、連絡先（電話番号または電子メールアドレス）をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 電子メール kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
- ② FAX 045-550-3568
- ③ 郵送又は持参
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
（持参の場合は、平日8:45～17:15 ※昼休み12:00～13:00は除く。）

<その他の注意事項>

- ① いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② いただいたご意見の内容は、氏名・住所・電話番号及び電子メールアドレスを除き、横浜市ホームページで公開します。
- ③ ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった本意見公募に関する業務にのみ利用します。

<問合せ先>

横浜市 建築局 建築企画課 建築企画担当 電話：045-671-2933